c）路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。
d）隣接地下構造物との近接の程度が１m以内であること。
イ）乗降人員10万人以上／日の鉄道駅改良工事又は同数の不特定多数が継続して利用する施設の改良工事
ウ）鉄道営業線近接工事又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事
ただし、上記ア)、イ）及びウ）は別々の工事でもよい。
② 共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、上記⑸①ア)、イ）及びウ）のうち１つ以上の施工実績を有すること。ただし、上記ア)、イ）及びウ）は別々の工事でもよい。
⑹ 単体の場合は、次の①の基準を満たす専任の監理技術者、②の基準を満たす主任技術者及び③の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。共同企業体の場合、共同企業体の代表者は、次の①の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できることとし、かつ、共同企業体の代表者又は構成員により、②の基準を満たす主任技術者及び③の基準を満たす工事管理者を配置できること。
① 監理技術者　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①イ）及びウ）に定める工事（ただし、イ）及びウ）は別々の工事でもよい。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ、技術士又は一級土木施工管理技士の資格、及び監理技術者資格者証を有する者であること。また、軌道内又は鉄道営業線近接工事での掘削土留工を含む工事と同種の工事について１年以上の施工経験を有する者であること。
② 主任技術者　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。
③ 工事管理者　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。
④ その他　配置予定の監理技術者、主任技術者及び工事管理者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑺ 本工事に係る設計業務の受託者及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。(入札説明書参照)
⑻ 当工事事務所との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。
⑼ 本入札に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)、並びに、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（以下合わせて「参加願書等」という。)を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。)でないこと。
⑽ 申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。
⑾ 申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。
⑿ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下合わせて「反社会的勢力」という。)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
⒀ 共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たすものであること。
① 共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
② 構成員の数は、２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。(入札説明書参照)
③ 本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
⒁ 監理技術者・主任技術者の理解度・取組み姿勢、工事全般の安全管理計画及び安全管理支援体制が不適切でないこと。
⒂ 技術提案（工期短縮)が不適切でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴ 入札の評価に関する基準
① 監理技術者・主任技術者の理解度・取組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。
② 工事全般の安全管理計画を評価する。
③ 安全管理支援体制を評価する。
④ 技術提案（工期短縮）を評価する。
⑵ 総合評価の方法
① 標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。
② 加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①、②、③及び④の合計点（12.0点満点）とする。
③ 総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。)をもって行う。
⑶ 落札者の決定方法
① 入札参加者は、価格及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）かつイ）の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者とし、その者の工事請負入札書（以下「入札書」という。)に添付された工事内訳書、工事内訳明細書及び科目内訳を審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。
イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値を下回らないこと。
ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該落札予定者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
② ①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。
③ 全ての入札参加者の入札価格が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。この場合、入札参加者の中から最低の価格の者を第１順位者に指名し、協議のうえ、その者と本契約を締結する。(不調の場合は次に低い価格の者と協議し、更に不調の場合は順次行う。)

4　技術提案に関する事項
⑴ 本工事では、工期短縮に関する技術提案を受け付ける。
⑵ 次に示す提案は欠格とする。
① 現場着手可能日から中央部埋め戻し完了までの工事期間が、標準工期（33ヶ月）を超える提案
② 月当たりの平均作業日数が22日を超える提案
③ 工事目的物の変更（寸法・形状等）を伴う提案
④ 使用開始までに、建築行政・消防等の検査期間並びに発注者及び監督員の確認期間及び是正期間（この期間で検査の受検及び検査済証等の受理をすることとし、当該期間には休日等の日数を含む。)を１ヶ月以上確保していない提案
⑤ 別途工事である店舗関連工事及び電気設備工事への工事引渡し時期並びに施工期間を考慮していない提案（入札説明書参照）
⑥ 換気塔改修工事に伴う施工計画の制約を考慮していない提案
⑦ 入札説明書及び仕様書の条件を満たしていない提案
⑧ 東京駅丸の内側の駅前広場における現状の交通機能を維持できていない提案
⑨ 施工に対する安全性の配慮に欠ける提案
⑩ 関係法令を遵守していない提案
⑪ 当工事事務所が提示していない一定の条件を付している提案